

■連動振替決済サービスを行う者の承認基準

- 1 ゆうちょ銀行が定めるゆうちょダイレクト規定に規定する連動振替決済サービスを利用することができること。
- 2 送受信機能付設備を管理する者が定められ、安全管理がなされていること。
- 3 連動振替決済サービスにより代金決済する商品の販売等を行う者が、次のとおりであること。
 - (1) 振替を請求する利用者が、連動振替決済サービスの取扱いを受けて商品の販売等に係る代金を支払う場合に、当該代金を受領すべき者であること。
 - (2) 電子決済等代行業者である場合は、銀行法を満たす条件に達していること。
 - (3) 経営基盤が安定しており、連動振替決済サービスの恒常的な利用が見込まれること。
 - (4) 連動振替決済サービスの実施によりゆうちょ銀行の事業の信用を害するおそれのないこと。